

被災家屋等の解体・撤去に係る申請書

申請書提出の日付

令和 8 年 9 月〇〇日

熊本市長宛

申請者（被災家屋等の所有者）※太枠内を記入してください。

家屋等所有者	住所1	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇区〇〇町〇〇〇-〇			住民票の住所
	フリガナ氏名 (法人名称・代表者氏名)	クマモト 太郎 熊本 太郎	電話	自宅 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇 携帯 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	生年月日	(明・大・昭・平 〇〇年 △月□□日生)			
代理人	住所2	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇区〇〇町〇〇〇-〇			住民票の住所
	フリガナ氏名	クマモト ハナコ 熊本 花子	電話	自宅 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇 携帯 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	申請者との関係	□配偶者 ☒ 子 □兄弟 □その他 ()			
連絡先	※解体立会い調整などの連絡先になります □被災家屋等の所有者と同じ □依頼代理人と同じ				
	住所3	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇区〇〇町〇〇〇-〇			住民票の住所
	フリガナ氏名	クマモト イチロウ 熊本 一郎	電話	自宅 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇 携帯 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇	

私が所有する下記の被災家屋等は、令和8年熊本地震により損壊しましたので、熊本市が解体及びそれにより生じた廃材の撤去を行うよう依頼します。

なお、当該解体・撤去について、借地人、借家人、抵当権者及び根抵当権者等の関係者へ説明のうえ同意を得ています。

記

同一の敷地内にある複数棟の解体を希望する場合は、同一の申請書で申請できます。
敷地が分かれている場合は、別々に申請書を提出してください。

解体・撤去を依頼する被災家屋等概要 ※太枠内を記入してください。

り災の住所。複数棟ある場合は、全ての地番を記入

所在地番	熊本市 〇区 〇〇町〇〇〇 (アパート、ビル等の場合、名称)
被害の程度	□全壊 ☒ 大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □り災証明書発行前 □り災証明書が発行されない建築物 ※り災証明書の被害状況を選択してください。
居住者（入居者）の有無	□なし ☒ あり 退去予定月（令和8年〇月頃）
備考 ※できるだけ正確に記入してください。	1. 共有者 ☒ なし □あり（依頼者以外 名） 2. 区分所有 ☒ なし □あり 3. その他敷地内の損壊・撤去 □あり ☒ なし □塀（ブロック塀等） □物置 □その他 ()

1, 2, 3のすべてに☒

同一敷地に複数棟解体する建物がある場合はこちらに記入

登記上の所有者が死亡されている場合、相続権を持つ方の代表者一人。共有者がいる場合、代表者一人。共

所有者以外が来庁する場合に記入。様式2の「委任状」も必要です。

上記の所有者や代理人が解体立会をする場合、いずれかに☒。その他の方が行う場合、内容を記入。

被災家屋等の解体・撤去に係る同意

前頁のとおり依頼した被災家屋等を町が解体・撤去するにあたり、次の5点について同意します。

- 1 熊本市が、当該家屋等の解体・撤去の処理を行うにあたって、熊本市からの連絡調整に応じ、解体の立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意をもって対応すること。
- 2 当該家屋等（当該家屋内の残置物を含む。）の解体・撤去に関して、その解体・撤去に同意し、原状回復及び損害賠償等の請求はしないこと。
- 3 申請から熊本市が解体に着工するまでの間は、所有者の責任において当該家屋等を適切に管理すること。また、その期間内に第三者への損害が生じた場合は、所有者が責任をもって対応すること。
- 4 借地人及び借家人をはじめ当該家屋等の関係者と事後の紛争があった場合は、所有者の責任において、解決すること。
- 5 熊本市が当該解体・撤去のため、当該家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会をすること。

(注記)

- 本制度は、二次災害等の危険の除去が目的であり、財産を保全するものではありません。
- 「3階建以下の戸建住宅」又は「戸建住宅以外の家屋等で2階建以下かつ高さ10m以下のもの」は、地下室が無ければ基礎部分（杭基礎を除く。）も対象となります（敷地等の状況によっては、対象外となることもあります。）。
- 申請書の提出者が代理人の場合は、所有者からの委任状（実印）を添付してください。
- 申請書提出の際に、運転免許証など本人確認ができる書類の確認・複写をします。

氏名（自署）

熊本 太郎

所有者の署名